

平成 19 年 12 月 21 日

特別用途食品制度のあり方に関する検討会における資料

1. 組合名 全国病院用食材卸売業協同組合
東京都千代田区神田神保町 1 - 39

2. 代表者 代表理事 今門 昌悟

3. 組合の概要

厚生労働省・農林水産省の両省から認可を頂いております事業協同組合。
現在全国 44 都道府県に 53 社の組合員、52 社の賛助メーカー。

イ. 組合の事業内容

- ①組合員の取り扱う病院用食材の共同購買
- ②組合員の取り扱う病院用食材に関する調査・研究・開発
- ③組合員の取り扱う病院用食材の共同販売促進
- ④組合員の事業に関する経営及び技術の改善・向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

ロ. 組合設立の趣旨

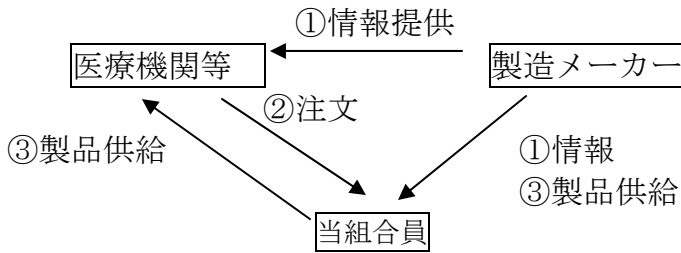
平成 6 年に前身の任意団体でありました日本ダイエツトサービス協会の構成員であった病院用食材の卸売業者 42 社が取引条件の改善、流通面での効率化・迅速化を目指すとともに業界全体のレベルアップ並びに組合員企業の経営の近代化を図る為設立した。

4. 事業・活動の内容

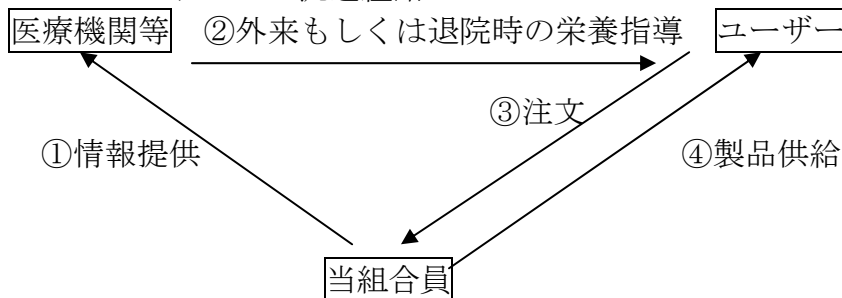
- ①医療機関等の管理栄養士からの注文により製品供給。
注文はメーカーのパンフレットとメーカーと組合員が共同もしくは単独で情報提供し、組合員から出された見積書によりあくまでも管理栄養士の判断で注文が出されている。
注文方法は電話約 30～40%、FAX 約 60～70%、訪問時に直接注文をもらうことはない。
- ②主に業務用一般食品、濃厚流動食品、病院用食材、特別用途食品を販売している。各組合員が医療機関等やユーザーへ納入する。その後代金回収も医療機関やユーザーから各組合員が行っている。

5. 特別用途食品の流通実態

イ. 医療機関等への流通経路



ロ. ユーザーへの流通経路



ハ. ユーザーに対する流通量

流通については低タンパクごはん、低タンパク乾めん、水分補給ゼリー、減塩醤油・減塩みそ、やわらか食品の順番で流通量が大きい。

ニ. 医療機関やユーザーからの要望

- ①ユーザーが安心して商品を使えるように正しい商品情報を入手出来る仕組みを作って欲しい。
- ②その反対として正確ではない曖昧な情報あるいは表示は規制して欲しい。
- ③医療機関等の管理下で使用する必要があると考えている。

6. 特別用途食品の製品情報に関する情報提供の実態

イ. 販売に際しての情報提供の仕方

- ①基本的にメーカーによる情報提供(パッケージ及びパンフレットに表示)
- ②当組合のパンフレットに於いては区別するよう配慮した構成を心掛けている。
- ③組合員への管理栄養士雇用促進に努めている。

ロ. 専ら医療用途に用いられている食品との区別

販売に関しては医療機関等の管理栄養士、ユーザー等は必ずしも特別用途食品だから採用するという区別はしていない。
商品の成分値で採用を決定している。